

障害者のための 相談窓口、 こちらです。



4月から、フィランセのふくし相談室で、相談支援事業所の相談員が障害者のための相談を受け付けています。

これまでは、障害福祉課の窓口で週3日、相談を受け付けていましたが、皆さんの多様なニーズにこたえ、より利用しやすくするため、さまざまな分野の相談に対応する専門の窓口をフィランセに設置し、月々金曜日の週5日受け付けることになりました。

●障害者相談支援事業って？

市の委託を受けた事業所の専門相談員が、障害者や、障害児の保護者などの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行い、市やサービス事業者との連絡調整などを行う事業です。福祉サービスの利用から生活面まで幅広く相談に応じ、障害者の自立を支援します。

また、相談から得られた市民の皆さんの意見や要望を集約し、障害者自立支援法に定められた自立支援協議会の運営を通して、市の障害者施策へ反映させていきます。



フィランセ東館1階、ふくし相談室の窓口では、4つの事業所の相談員が日がわりで、本人や家族の相談に対応しています。相談は無料で、プライバシーは厳守します。相談内容に応じて、専門の事業所の相談員に責任をもって引き継ぎます。



相談受付
フィランセ東館1階
ふくし相談室
月々金曜日 9時～17時
☎(64)3294

自慢のチームワークで、皆さんの暮らしをサポートします

「悩みをだれかに話すと、とても楽になる」と、相談に来られた皆さんは言います。困ったことがあれば、家庭で抱えずに、気軽に話しに来てください。専門の相談員が対応し、心を込めてアドバイスをします。

窓口は、日がわりで担当事業所が変わりますが、相談者に最適な支援ができるよう、精神・知的・身体障害に関して、各専門事業所が互いに情報交換をし、うまく連携をとっているのが安心です。このチームワークのよさは、富士市の自慢だと思っています。

私たちは、人と人のつながりを大切にしています。ですから、相談者の皆さんと一緒に考え、一緒に成長を喜べるのは、本当によいことです。



静岡県障害児（者）地域療育支援センター事業コーディネーター（地域生活支援センターせふりー）
やすのぶ 齋藤 安信さん

市が指定する障害者相談支援事業所

曜日	専門分野	相談を担当する事業所	所在地	電話番号
月	精神障害	ほっと（財）復康会	本町1-2-102	65-7060
火	身体障害	くぬぎの里（福）富士厚生会	大淵14282-1	35-5589
水	精神障害	ゆうゆう（福）昭隆会	大淵2815-1	35-2911
木	週ごと4事業所の持ち回り。詳しくはお問い合わせください			
金	知的障害・障害児	せふりー（福）誠信会	伝法1511-1	55-5190

例えば
こんな相談…



- 福祉サービス利用援助（ケアプラン作成など）
- 社会資源（施設など）を活用するための支援
- ピアカウンセリング（障害者による相談事業）
- 権利擁護のための支援

- 社会生活力を高めるための支援
- 専門機関の紹介
- 施設などから地域生活への移行支援
- 就労相談 介護相談
- 医療・健康相談 など